

仕 様 書

1 業務名

広島市保育園等建築物及び建築設備定期点検等業務

2 業務対象建築物

別紙のとおり（合築施設は保育園等専有部分を点検対象とする。）

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第2項の特定建築物及び同条第4項の特定建築設備等について、それぞれ国土交通省令で定めるところにより、損傷、腐食その他の劣化状況を点検するとともに、その他必要な点検を行うものとする。その点検内容は次による。

(1) 建築基準法第12条第2項による点検（特定建築物の点検）

ア 業務対象建築物：別紙のとおり

イ 業務内容：平成20年国土交通省告示第282号「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法並びに結果の判定基準並びに調査結果表を定める件」に基づいて、点検を実施すること。

なお、点検は、「特定建築物定期調査業務基準（2025年改訂版）（日本建築防災協会）」を基準に行うこと。

(2) 建築基準法第12条第4項による点検（特定建築設備等の点検）

ア 業務対象建築物：別紙のとおり

イ 業務内容：平成20年国土交通省告示第285号「建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」に基づいて、業務対象建築物の建築設備等のうち、「換気設備、非常用照明設備及び給排水設備」について、点検を実施すること。

なお、点検は、「建築設備定期検査業務基準書2023年版（財）日本建築設備・昇降機センター」を基準とすること。

(3) 防火設備点検

平成28年国土交通省告示第723号「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」に基づいて、業務対象建築物内に設置されている全ての防火設備の点検を実施すること。

なお、点検は、「防火設備定期検査業務基準書（日本建築防災協会）」を基準とすること。

(4) その他必要な点検

その他必要な点検は、以下のとおりとする。

「市有建築物の維持保全ガイドライン（広島市）」に基づく「日常点検」

(7) 業務対象建築物：別紙のとおり

(4) 業務内容：発注者が提供する「市有建築物 維持保全ガイドライン」資料編「日常点検ハンドブック」の判定基準に基づき、日常点検チェックシートを用いて日常点検及び劣化度評価を行う。

点検結果は、日常点検チェックシートのエクセルの様式に入力すること。また、不具合箇所の状態が分かるように全景及び劣化箇所の近景の写真を日常点検チェックシートに張り付けること。

5 点検技術者資格

点検を行う専門技術者は、次の(1)～(5)のいずれかの資格を有する者であること。

- (1) 一級建築士（特定建築物及び特定建築設備等ともに点検可）
- (2) 二級建築士（特定建築物及び特定建築設備等ともに点検可）
- (3) 建築物調査員（特定建築物の点検に限る。）
- (4) 建築設備等検査員（特定建築物の昇降機以外の建築設備等の点検に限る。）
- (5) 防火設備検査員（特定建築物の防火設備の点検に限る。）

6 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施日時等については、事前に園長と協議し、決定すること。特に送迎の時間帯や園児の安全には十分配慮し、業務の実施に努めること。
- (2) 受注者は、作業方法等については、必要に応じて、発注者及び園長と協議し、決定すること。
- (3) 受注者は、業務の実施に当たっては、点検に用いる工具等について、常に整理整頓を行うこと。また、作業を行う上で、第三者が現場周辺に立ち入ることが危険な場合には、危険防止に必要な措置を園長に説明の上、必要な安全措置を行い、事故の未然防止に努めること。
- (4) 業務実施に必要な点検工具及び消耗品等に係る費用は、全て受注者の負担とする。また、業務実施中に、業務対象設備等のごみ詰まり等軽微な汚れを発見した場合、可能な限り清掃すること。
- (5) 受注者は、点検の結果、設備等の劣化を発見した場合、落下、転倒等の危険があるものについては、直ちに立入禁止等の必要な緊急措置を講じるとともに、発注者及び園長に速やかに報告すること。
- (6) 受注者は、点検結果について、発注者及び園から説明依頼があった場合は、随時必要な説明を行うこと。
- (7) 受注者は、業務従事者全員の安全衛生に関する管理について、業務従事者の中から現場責任者を定め、関連法令等に従って、安全衛生上の管理を徹底すること。
- (8) コンロ・湯沸し・ガスバーナーの設置してある部屋（調理室、調乳室等）については、全て火気使用室とみなして点検を実施すること。
- (9) 受注者は、業務を履行するにあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の適切かつ円滑な遂行を図ること。
- (10) 受注者は、発注者が提供する資料及びデータ等が本業務の履行上不要となった場合、または発注者から要求があった場合は、速やかに発注者に返還すること。
- (11) 市の施設及び対象施設へ立ち入る場合は、発注者の指示に従うこと。

7 業務実施前の提出資料

受注者は、本業務の契約締結後速やかに、次の(1)及び(2)の資料を作成の上、発注者に書面で提出し、承認を受けること。

(1) 業務実施計画書

各履行場所における業務の実施予定日を記載し、提出すること。なお、履行期間中に計画の変更があった場合は、改めて計画書一式を作成のうえ、発注者に書面で提出すること。

(2) 現場責任者及び従事者名簿（資格証等の写しを含む。）

本業務に従事する現場責任者及び従事者の氏名について、業務の履行に必要な資格者証等の写しと併せて、提出すること。なお、履行期間中に現場責任者又は従事者及びその両者に変更があった場合は、改めて名簿を作成の上、必要な資格証等の写しと併せて、発注者に書面で提出すること。

8 業務完了後の提出資料（成果品）

受注者は、(1)の作成要領により(2)の成果品を作成すること。

(1) 成果品の作成要領

ア 成果品の作成が1／3程度終わった段階で、一度成果品を提出し、発注者と成果品の途中経過や資料のまとめ方について協議をすること。協議後、問題なければ引き続き、成果品の作成に取り組み、完成後速やかに発注者に提出し、検査を受けること。

イ 成果品はパイプ式ファイル1部、電子データ1部とし、電子データは、ウィルス対策ソフトによるチェックを実施し、問題がないことを確認した上で、提出すること。

パイプ式ファイルは、背表紙・表紙に年度・業務名等を明示し、図面等には区・園ごとにインデックスをつけること。電子データのうち、図面の電子データはJW_CADとPDF両形式を納品すること。

ウ 成果品の作成に当たっては、(2)ウ及びクは受注者による任意の様式で作成することとし、その他全ての成果品は、発注者が提供する様式を使用し、作成すること。また、8(2)カ、キ及びクは提供時のデータの名称を変更しないこと（名称を変更すると市の保全情報システムで読み込むことができないため）。

(2) 成果品一覧

ア 委託業務実施報告書（表紙）

イ 完了届

各履行場所において、業務完了後、園長の確認印を受けたものを提出すること。なお、完了届に確認印を受ける際には、点検結果に基づく要是正箇所や注意事項等についての必要な説明を行った上で、確認印を受けること。

ウ 建物履歴等定期調査票（ヒアリング票）及び園ごとの施設情報一覧表

園長等園関係者もしくは発注者に対し、作成に必要な事項等をヒアリングの上、作成すること。

エ 要是正箇所等の一覧表等

園ごとに、以下(ア)及び(イ)について、各1部ずつ作成すること。作成の際、発注者が提供する各園の平面図に基づいて棟番号を記入し、要是正箇所等がどの棟のどこの箇所で確認されたか容易に判別できるようにするとともに、棟ごとの要是正箇所等の写真をまとめた写真帳を作成すること。

その際、劣化度及び緊急度の評価に当たっては、発注者より提供する市有建築物維持保全ガイドラインの判断基準を参考に行うこと。

(7) 外壁及び屋上防水に関する要是正箇所等の一覧表※

(4) 外壁及び屋上防水を除いた要是正箇所等の一覧表

※(7)は建築基準法第12条第2項による建築点検が対象でない園については提出不要。

オ 防火設備数報告書

カ 建築基準法第12条第2項による建築点検結果報告書（園ごとに1ファイルとなっているエクセルデータに資料一式を入力又は貼付（写真の場合））

(7) 定期点検結果報告書

(4) 点検記録（総括表）

(7) 調査結果表

(5) 調査結果図

発注者が提供する各園の図面に、点検の結果による要是正箇所等の位置が特定できるように、必要に応じ、引出線や寸法等を記入すること。その後、記入した図面を任意の方法で画像データに変換し、調査結果図の様式に貼り付けること。

なお、要是正箇所等がない場合も、その旨を各園の図面の空欄に記入の上、同様に画像データを作成し、調査結果図に貼付けること。

(4) 関係写真（エクセルシート「写真台紙」）

調査結果表の調査項目及び調査結果図との対応が分かるようにし、必ず項目順に写真を並べること。

キ 建築基準法第12条第4項による設備点検結果報告書（園ごとに1ファイルとなっているエクセルデータに資料一式を入力又は貼付（写真の場合））

(7) 定期点検結果報告書

(4) 点検記録（総括表）

(7) 検査結果表及び別表（建築設備ごとに作成）

(5) 検査結果図

発注者が提供する各園の図面に、点検の結果による要是正箇所等の位置が特定できるように、必要に応じ、引出線や寸法等を記入すること。その後、記入した図面を任意の方法で画像データに変換し、検査結果図の様式に貼り付けること。

なお、要是正箇所等がない場合も、その旨を各園の図面の空欄に記入の上、同様に画像データを作成し、検査結果図に貼付けること。

(4) 関係写真（エクセルシート「関係写真」）

検査結果表の検査項目との対応が分かるようにし、必ず項目順に写真を並べること。

ク 防火設備点検結果報告書（1つのExcelデータ内に資料一式を保存）

(7) 定期点検結果報告書

(4) 点検記録（総括表）

(7) 検査結果表（防火設備ごとに作成）

(5) 検査結果図

発注者が提供する各園の図面に、点検の結果による要是正箇所の位置が特定できるように、必要な目印や寸法等を記入すること。その後、記入した図面を任意の方法で画像データに変換し、検査結果図の様式に貼り付けること。

なお、要是正箇所がない場合も、その旨を空欄に記入のうえ、同様に作成し、提出すること。

(4) 関係写真

検査結果表の検査項目との対応がわかるようにし、必ず、項目順に写真を並べること。

ケ 「市有建築物の維持保全ガイドライン（広島市）」に基づく「日常点検」のチェックシート（園ごとに1ファイルとなっているエクセルデータに資料一式を入力又は貼付（写真の場合））

(7) 表紙

(4) 日常点検チェックシート（敷地及び棟）

(7) 自由記入欄

(5) 写真帳

9 委託料の支払

発注者による検査完了後、受注者の請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

10 内容の変更

発注者と受注者は、契約内容等について、双方了承の上で変更することができる。この場合は、発注者と受注者による協議の上、書面によりこれを定める。

11 その他

本仕様に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議し、これを定める。

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	中区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第12条		広島市ガ イドライ ン※によ る日常点 検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	基町保育園	基町20-5	1,457.52	2	1,092.80	RC	○	—	—	○	○	
2	竹屋保育園	鶴見町11-25	1,066.43	2	504.35	RC	—	—	—	○	○	
3	吉島保育園	吉島西三丁目3-10	1,653.75	2	1,025.18	RC・S (2F)	○	—	—	○	○	
4	本川保育園	本川町一丁目5-24	934.31	2	593.87	RC	—	—	—	○	○	児童館と合築
5	神崎保育園	舟入本町2-31	2,327.37	2	991.04	RC	—	—	—	○	○	
6	舟入保育園	舟入南四丁目18-21	1,528.97	2	556.96	RC	○	—	—	○	○	
7	江波保育園	江波南一丁目21-16	1,375.12	2	964.84	RC	—	—	—	○	○	
8	江波第二保育園	江波東二丁目2-2	1,730.74	4 (うち1 階部分)	700.10	RC	—	—	—	○	○	児童館・市営住宅と合築

3 0 0 8 8

※ 広島市ガイドライン：市有建築物の維持保全ガイドライン（広島市）

定期点検 (建築基準法第 12 条) 及び日常点検施設リスト (参考)

No.	東区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第 12 条		広島市ガイ ドラインによる 日常点検	備考
									第 2 項に よる建築 物点検	第 4 項に よる建築 設備点検		
1	福木保育園	馬木九丁目 1-1	3,910.00	2	962.58	RC	○	—	—	○	○	
2	温品保育園	温品五丁目 8-1	3,658.62	2	1,113.82	S	—	—	—	○	○	
3	戸坂保育園	戸坂千足二丁目 10-2	1,788.40	2	1,495.76	RC	○	—	—	○	○	
4	東浄保育園	戸坂新町一丁目 5-25	1,502.19	2	913.47	RC	—	—	—	○	○	
5	中山保育園	中山中町 4-16	1,624.17	2	800.64	RC	○	—	—	○	○	
6	わかくさ保育園	光町二丁目 15-42	1,647.24	2	1,235.41	RC	○	—	—	○	○	
7	あけぼの保育園	曙二丁目 4-1	991.73	2	749.31	RC	○	—	—	○	○	

5 0 0 7 7

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	南区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第12条		広島市ガイ ドラインによる 日常点検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	荒神保育園	西蟹屋三丁目15-13	1,225.01	2 (うち1階部 分が対象)	545.76	RC	—	—	—	○	○	集会所と合築
2	大州保育園	大州三丁目9-31	1,145.85	2	584.94	RC	○	—	—	○	○	
3	青崎保育園	向洋本町1-22	2,122.07	2	748.05	RC	○	—	—	○	○	
4	皆実保育園	皆実町一丁目15-2	1,378.04	3 (うち1・2階 部分が対)	906.54	RC	○	○	—	○	○	児童館と合築
5	大河保育園	北大河町15-16	1,558.42	2	1,082.64	RC	○	—	—	○	○	
6	仁保新町保育園	仁保新町一丁目6-15	1,159.26	2	720.72	RC	○	—	—	○	○	
7	仁保保育園	仁保一丁目1-11	1,322.49	2 (うち1階部 分が対象)	469.30	RC	—	—	—	○	○	集会所と合築
8	楠那保育園	楠那町7-10	1,373.10	3 (うち1階部 分が対象)	443.65	RC	○	—	—	○	○	公民館と合築
9	宇品東保育園	宇品神田三丁目10-15	1,203.95	3 (うち1・2階 部分が対)	716.52	RC	○	○	—	○	○	集会所と合築
10	元宇品保育園	元宇品町5-8	1,731.34	2	763.22	RC	○	—	—	○	○	
11	出島保育園	出島一丁目33-57	1,126.59	2	431.19	RC	○	—	—	○	○	
12	似島保育園	似島町家下40	1,010.89	1	373.54	W	—	—	—	○	○	

9 2 0 12 12

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	西区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第12条		広島市ガイ ドラインによる 日常点検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	三篠保育園	楠木町三丁目8-10	1,665.65	2	1,174.37	RC	—	—	—	○	○	集会所と合築
2	横川保育園	横川新町8-7	452.93	2	389.20	RC	—	—	—	○	○	
3	小河内保育園	小河内町二丁目6-8	1,002.63	2	533.04	RC	○	—	—	○	○	
4	ふくしま保育園	福島町一丁目18-1	1,756.96	2	1,047.02	RC	—	—	—	○	○	
5	己斐保育園	己斐中一丁目10-8	1,183.22	2	677.44	RC	○	—	—	○	○	
6	古田保育園	古江東町1-17	935.52	2	645.81	RC	○	—	—	○	○	
7	庚午保育園	庚午中一丁目11-11	1,492.36	2	1,218.57	RC	○	—	—	○	○	
8	草津保育園	草津東二丁目20-23	2,318.09	2	862.13	RC	○	—	—	○	○	児童館と合築
9	みゆき保育園	草津南一丁目16-8	1,976.86	2	1,205.19	RC	○	—	—	○	○	
10	井口保育園	井口鈴が台一丁目4-1	1,502.33	2	908.12	RC	○	—	—	○	○	

7 0 0 10 10

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	安佐南区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	非常用照 明	建築基準法第12条		広島市ガイ ドライン による日 常点検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	川内保育園	川内六丁目36-31	2,046.06	2	723.18	RC	○	—	—	○	○	
2	緑井保育園	緑井八丁目24-3	1,080.97	2	569.51	RC	○	—	—	○	○	
3	大町保育園	大町東三丁目8-6	1,366.77	2	949.48	RC	○	—	—	○	○	
4	大町第二保育園	大町西二丁目26-1	—	1	270.14	S	○	—	—	○	○	幼稚園の一部を使用
5	安東保育園	安東二丁目1-12	1,844.41	2	962.79	RC	○	—	—	○	○	
6	上安保育園	上安二丁目23-24-12	2,101.93	2	731.52	RC	○	—	—	○	○	
7	中筋保育園	中筋三丁目20-6	1,920.60	2	984.33	RC	○	—	—	○	○	
8	古市保育園	古市二丁目21-3	1,546.36	2	619.91	RC	○	—	—	○	○	
9	原保育園	西原三丁目9-19	1,190.00	1	809.46	S	○	—	—	○	○	
10	祇園保育園	祇園二丁目17-13	2,616.43	2	991.80	RC	○	—	—	○	○	
11	長束保育園	長束五丁目29-15	1,728.00	1	730.15	W	—	—	—	○	○	
12	山本保育園	山本四丁目12-4	1,856.23	1	593.78	W	—	—	—	○	○	
13	沼田保育園	沼田町伴5729-1	1,321.00	1	473.27	RC	—	—	—	○	○	

10 0 0 13 13

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	安佐北区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第12条		広島市ガイ ドラインによる 日常点検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	高南保育園	白木町秋山2273-1	3,556.34	1	604.52	S	—	—	—	—	○	広島市ガイドラインによる日常点検は外部に関わる部分の点検のみ実施
2	三田保育園	白木町三田7173-3	1,634.35	2	843.14	RC	○	—	○	○	○	
3	狩留家保育園	狩留家町2858	1,048.49	2	433.59	RC	○	—	○	○	○	
4	狩小川保育園	小河原町120	1,000.00	1	446.70	RC	—	—	○	○	○	
5	深川保育園	深川五丁目4-4	1,473.07	2	657.25	RC	○	—	○	○	○	
6	真亀保育園	真亀三丁目4-2	1,606.85	2	900.86	RC	○	—	○	○	○	
7	落合保育園	安佐北区落合三丁目8-21	1,662.87	2	851.54	RC	○	—	○	○	○	
8	口田保育園	口田南四丁目33-20	1,450.85	1	598.75	W	○	—	○	○	○	
9	大林保育園	大林四丁目15-18	2,104.75	2	613.42	RC	—	—	○	○	○	
10	城保育園	可部七丁目29-4	1,396.89	2	711.56	RC	○	—	○	○	○	
11	可部東保育園	可部東一丁目4-29	1,132.00	1	482.29	W	○	—	○	○	○	
12	龜山南保育園	龜山南五丁目44-31	955.07	2	502.25	RC	○	—	○	○	○	
13	いずみ保育園	安佐町飯室1515	1,668.00	1	641.46	W	—	—	○	○	○	
14	久地保育園	安佐町久地4453-1	1,571.57	1	459.02	RC	—	—	○	○	○	

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	安芸区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第12条		広島市ガイ ドラインによる 日常点検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	中野保育園	中野五丁目19-1	1,623.00	2	519.20	RC	○	—	—	○	○	
2	畑賀保育園	畑賀三丁目7-8	1,642.82	2	604.56	RC	○	—	—	○	○	
3	船越西部保育園	船越一丁目41-9	1,230.12	1	320.36	W	—	—	—	○	○	
4	船越南部保育園	船越南三丁目21-23	1,322.31	1	510.62	W	—	—	—	○	○	
5	矢野中央保育園	矢野東五丁目9-2	2,480.00	2	1,323.20	RC	○	—	—	○	○	
6	矢野東保育園	矢野東六丁目19-14	735.51	2	845.72	RC	○	—	—	○	○	
7	矢野西保育園	矢野西四丁目11-12	1,358.00	2	776.62	RC	○	—	—	○	○	
8	阿戸認定こども園	阿戸町2622番地	2,977.06	1	723.18	RC・S	—	—	—	○	○	

5 0 0 8 8

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

No.	佐伯区施設名	住所	敷地面積 (㎡)	階数	延床面積 (㎡)	構造	非常用照 明	防火設備	建築基準法第12条		広島市ガ イドライ ンによる 日常点検	備考
									第2項に よる建築 物点検	第4項に よる建築 設備点検		
1	湯来保育園	湯来町大字和田94-16	6500	1	637.64	W	○	—	○	○	○	
2	湯来南保育園	湯来町大字白砂甲3538	2612	1	572.91	RC	○	—	○	○	○	
3	石内保育園	五日市町石内4134-2	2,489.11	2	911.84	RC	○	—	○	○	○	
4	河内保育園	五日市町上河内493	3,137.94	2	961.27	RC	○	—	○	○	○	
5	五月が丘保育園	五月が丘五丁目21-22	2,087.75	2	824.23	RC	○	—	○	○	○	
6	利松保育園	利松一丁目10-10	2,111.18	2	851.13	RC	○	—	○	○	○	
7	八幡東保育園	八幡東三丁目18-3	2,335.26	1	592.09	S	—	—	○	○	○	
8	八幡保育園	八幡三丁目16-16	2,399.45	2	1,277.29	RC	○	—	○	○	○	
9	千同保育園	千同二丁目10-1	2,272.17	2	1,014.41	RC	○	—	○	○	○	
10	坪井保育園	坪井一丁目32-8	3,458.52	1 (1部2 階)	984.16	W・S	○	—	○	○	○	
11	三筋保育園	三筋二丁目2-14	2,840.31	1	633.53	S	—	—	○	○	○	
12	鈴峰園保育園	五日市中央四丁目15-11					—	—	—	—	—	
13	五日市中央北保育園	五日市中央七丁目8-43	1,893.09	2	694.88	RC	○	—	○	○	○	
14	五日市駅前保育園	五日市駅前一丁目1-3	1,769.09	2	997.77	RC	○	—	○	○	○	
15	五日市南保育園	海老園三丁目18-1	2,247.45	2	696.23	RC・S	○	—	○	○	○	
16	美の里保育園	美の里二丁目1-9	2,327.78	2	889.43	RC	○	—	○	○	○	

定期点検(建築基準法第12条)及び日常点検施設リスト(参考)

	非常用照明	防火設備	(建築基準法第12条)		(広島市)
			建築物点検	建築設備点検	日常点検
中区	3	0	0	8	8
東区	5	0	0	7	7
南区	9	2	0	12	12
西区	7	0	0	10	10
安佐南区	10	0	0	13	13
安佐北区	9	0	13	13	14
安芸区	5	0	0	8	8
佐伯区	13	0	15	15	15
計	61	2	28	86	87

※安佐北区高南保育園の「広島市ガイドラインによる日常点検」は外部に関わる部分の点検のみ実施